

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第25条の規定により特別の理由があると認めて料金、使用料又は延滞金を減額し、又は免除する場合について、使用者の責に帰さない事由による場合であって、企業長が特に必要があると認めるときを追加します。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行します。